



25 推進協第 1 号

平成 25 年 4 月 17 日

社団法人長野県建設業協会長 殿

信州木材利用ポイント推進協議会  
理事長 細川 忠國  
(信州木材認証製品センター)

### 信州木材利用ポイント事業の推進について (依頼)

時下、ますますご清栄のことと拝察いたします。

このたびの国の 24 年度補正予算により、「木材利用ポイント制度」が創設され実施することとなりました。

長野県では、平成 25 年 4 月 16 日に信州木材認証製品センターに事務局をおき、「信州木材利用ポイント推進協議会 (以下「協議会」という。) を設置しました。

この制度では、「協議会」において工務店等登録工事業者の認定窓口業務を担うこととなっています。

国においては、詳細事項について並行して検討している段階ではありませんが、5 月末には登録工事業者の募集を締め切り、7 月からポイント利用申請を受け付けることとなっており、関係者の周知徹底が急がれています。

つきましては、第一段階として制度の概要資料について関係団体に配布することにより構成員への周知を依頼するとともに、後日改めて業種別に説明会を開催することとしております。

関係団体におかれましてはご多忙のところを大変恐縮ではありますが、概要について関係者に配布いただきたく特段のご配慮をお願い致します。

#### 記

1 今回配布する資料

別添資料

信州木材利用ポイント推進協議会  
(信州木材認証製品センター内)  
担当：徳原、松本  
電話：026-226-1471  
FAX：026-228-0580

## 木材利用ポイント事業の実施について

## 〈事業の目的〉

地域材の適切な利用を確保することは、我が国における森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止及び循環型社会の形成に貢献し、農山漁村地域の振興に大きく資するものである。

このため、関係者による地域材の需要拡大の取組を促進し、地域材需要を大きく喚起する対策として、地域材の利用に対してポイントを付与し、第一次産業をはじめとした地域産業、ひいては農山漁村地域経済全体への波及効果を及ぼす取組への支援を行う。

## 1. 木材利用ポイントの付与対象

木材利用ポイントの付与対象となる工事又は製品は、都道府県段階での協議会（以下「協議会」という。）又は全国段階での有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）で認定（別紙1）され、全国事務局（以下「事務局」という。）に登録された事業者（以下「登録工事業者等」という。）が工事を行い又は製造する次の(1)から(3)までに掲げるものです。

- (1) 木造住宅
- (2) 内装・外装木質化
- (3) 木材製品及び木質ペレットストーブ等

## (1) 木造住宅

次の①から④までの要件を満たす木造住宅の新築・増築又は購入を木材利用ポイント付与の対象とします。なお、共同住宅についても同じく、次の①から④までの要件を満たす場合は対象とします。

- ① 平成25年4月1日から平成26年3月31日までに工事に着手するもの（工事請負契約を締結した時点をいう。）
- ② 対象工法（別紙2）によるものであり、主要構造材（柱・梁・桁・土台）及び間柱（厚さ27mm以上のものに限る。）において、材積の過半に相当する基準として、以下の表の量以上に対象地域材（別紙3）を使用しているもの（主要構造材及び間柱に加え、構造用合板（壁に使用する厚さ12mm以上のもの並びに床に使用する厚さ24mm及び28mm以上のものに限る。）を含めることができます。また、住宅の新築時に

地盤補強が必要な場合において、木杭を用いた地盤補強材を使用する場合は、木杭を含めることができます。)

延べ床面積	主要構造材・間柱（並びに基準を満たす構造用合板及び木杭）に使用する対象地域材の量
80㎡未満	4 m <sup>3</sup>
80㎡以上 95㎡未満	5 m <sup>3</sup>
95㎡以上 110㎡未満	6 m <sup>3</sup>
110㎡以上 125㎡未満	7 m <sup>3</sup>
125㎡以上	8 m <sup>3</sup>

- ③ 事務局に届け出た供給業者が供給する対象地域材を使用した建築材料を用いて登録工事業者等が工事を行うもの
  - ※ 事務局に届出を行った供給業者は、事務局のデータベースに掲載されます。（届出の開始時期については、別途お知らせします。）
- ④ 主要構造材等として使用する対象地域材の産地、樹種を看板への掲示等の方法で広く表示するもの

## (2) 内装・外装木質化

次の①から④までの要件を満たす住宅の床、内壁及び外壁の木質化工事の実施を木材利用ポイント付与の対象とします。なお、共同住宅についても同様に、次の①から④までの要件を満たす場合は対象とします。

- ① 平成25年4月1日から平成26年3月31日までに工事に着手するもの（工事請負契約を締結した時点をいう。）
- ② 登録工事業者等が工事を行うもの
- ③ 内装木質化工事の場合は、アからウまでの要件を満たすもの
  - ア 9㎡以上の床又は内壁の工事を行うもの
  - イ 住宅の床又は内壁の室内に面する部分に木材を使用するもの
  - ウ 供給業者が供給する対象地域材を使用した建築材料であって、登録建築材料（別紙4）又は対象地域材の天然木の板類（軽微な加工及び透明で見た目を損なわない塗装を施したものを含む。）を使用するもの
- ④ 外装木質化工事の場合は、ア及びイの要件を満たすもの
  - ア 10㎡以上の外壁の工事を行うもの
  - イ 供給業者が供給する対象地域材を使用した建築材料であって、登

録建築材料（別紙4）又は対象地域材の天然木の板類（軽微な加工及び透明で見た目を損なわない塗装を施したものを含む。）を使用するもの

### (3) 木材製品及び木質ペレットストーブ等

木材利用ポイントの付与対象となる木材製品及び木質ペレットストーブ等については、公募により、選定する予定です。

木材利用ポイントの付与対象期間については、平成25年7月1日から平成26年3月31日までに購入されたものとします。木材利用ポイントが付与されるための詳細な要件等については、今後、決まり次第、改めてお知らせします。

## 2. 木材利用ポイントの付与数

各ポイント付与対象工事等の内容、規模に応じて、次の考え方で木材利用ポイントを付与するものとします（1ポイント1円相当）。

### (1) 木造住宅

木造住宅1棟当たり30万ポイントとします。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項の特定被災区域にある住宅が東日本大震災により「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明を取得した者等が、当該区域において新築、増築又は購入した木造住宅については、1棟当たり50万ポイントとします。

### (2) 内装・外装木質化

#### ① 内装木質化工事

木質化工事が行われた床又は内壁の面積が、1棟当たりそれぞれ9㎡以上のものについては、次の区分でポイントを付与します。

床	新築	9㎡ 2.1万ポイント 以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 3万ポイント 以降3㎡増えるごとに1万ポイントを加算
内壁	新築	9㎡ 1.5万ポイント 以降3㎡増えるごとに5千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 2.1万ポイント 以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算

## ② 外装木質化工事

木質化工事の行われた外壁の面積が、1棟当たり 10 m<sup>2</sup>以上のものについては、次の区分で木材利用ポイントを付与します。この場合、新規外壁材とは、外壁に使用するために新規に開発された建築材料であって、今後普及が見込まれると有識者委員会が認めたもの。

外壁	木質系外壁材	10 m <sup>2</sup> 1.5 万ポイント 以降 10 m <sup>2</sup> 増えるごとに 1.5 万ポイントを加算
	新規外壁材	10 m <sup>2</sup> 7 千ポイント 以降 10 m <sup>2</sup> 増えるごとに 7 千ポイントを加算

※ 内装及び外装木質化工事は、合計付与数の上限を30万ポイントとします。

## (3) 木材製品及び木質ペレットストーブ等

木材利用ポイントの付与数については、今後詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

## 3. 木材利用ポイントの申請方法等

### (1) 申請方法

#### ① 木造住宅の新築、増築又は購入及び内装・外装の木質化工事

##### ア 申請書の提出方法

木材利用ポイントの発行申請は、木造住宅又は内装・外装木質化の工事発注者及び住宅購入者（代理の者による申請も可能とします。）が申請書に必要事項を記入し、証明書類等とあわせて、事務局が設ける申請窓口（木材、建築等関係者）に持参するか、直接事務局に郵送する方法で行います。ただし、当該申請と同時に即時交換の申請を行う場合には、申請窓口へ持参する方法のみで行っていただきます。

##### イ 申請が可能となる時点

木材利用ポイントの発行申請は、対象となる木造住宅が竣工した時点（竣工した建売住宅を購入する場合は木材利用ポイント発行の対象者が購入した時点）又は内装・外装木質化の工事が完了した時点で行うことができます。

## ウ 申請回数

木材利用ポイントの発行申請は、住宅1棟につき1回限り行うものとし、ます。なお、木造住宅の新築、増築又は購入及び内装・外装木質化の工事を順次行った場合も、木材利用ポイントの発行申請は1棟につき1回限りとし、ます。

## エ 共同住宅における木材利用ポイント発行申請

### a) 木造共同住宅の新築及び増築の場合

共同住宅の所有者が棟ごとに申請し、ます。なお、共同住宅の一戸分の分譲住宅を所有する居住者については戸別に申請することはできません。

### b) 内装・外装の木質化工事の場合

共同住宅の所有者が棟ごとに申請し、ます。ただし、共同住宅の一戸分の分譲住宅を所有する居住者が、戸別の内装木質化工事を行った場合は、一戸単位で申請することができます。

## オ その他

申請窓口、郵送先、発行申請の開始日については、決まり次第、改めて事務局のホームページでお知らせし、ます。

## ② 木材製品及び木質ペレットストーブ等

木材利用ポイントの申請方法については、今後詳細が決まり次第、改めてお知らせし、ます。

## (2) 木材利用ポイントの発行申請に必要な書類

### ① 木造住宅の新築又は購入

ア 木材利用ポイントの発行対象である工事又は木造住宅を購入したことが確認できる書類

- ・ 登録工事業業者等の発行する工事証明書（事務局の定める様式のもの）
- ・ 建築工事届の写し
- ・ 供給業者の発行する納品証明書（事務局の定める様式のもの）
- ・ 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- ・ 確認済証の写し
- ・ 検査済証の写し
- ・ 主要構造材等で使用する対象地域材の産地・樹種に関する表示

の写真

- ・ 竣工写真
- ・ 領収書の写し

イ 運転免許書等の申請者の確認ができる書類

ウ 特定被災区域等に係る特例を受ける場合においては、り災証明書又は事務局が別途定める必要書類

## ② 木造住宅の増築

ア 木材利用ポイントの発行対象である工事を実施したことが確認できる書類

- ・ 登録工事業業者等の発行する工事証明書（事務局の定める様式のもの）
- ・ 建築工事届の写し
- ・ 供給業者の発行する納品証明書（事務局の定める様式のもの）
- ・ 工事請負契約書の写し
- ・ 確認済証の写し
- ・ 検査済証の写し
- ・ 主要構造材等で使用する対象地域材の産地・樹種に関する表示の写真
- ・ 竣工写真
- ・ 領収書の写し

イ 運転免許書等の申請者の確認ができる書類

ウ 特定被災区域等に係る特例を受ける場合においては、り災証明書又は事務局が別途定める必要書類

## ③ 外装・内装木質化工事

ア 木材利用ポイントの発行対象である工事を実施したことが確認できる書類

- ・ 登録工事業業者等の発行する工事証明書（事務局の定める様式のもの）
- ・ 供給業者の発行する納品証明書（事務局の定める様式のもの）
- ・ 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- ・ 施工図面
- ・ 施工写真
- ・ 領収書の写し

イ 運転免許書等の申請者の確認ができる書類

## 4. 木材利用ポイントの交換

### (1) 交換できる商品及びサービス

木材利用ポイントを利用して交換できる商品及びサービス（以下「交換商品等」という。）については、次のアからカに掲げるとおりです。なお、アからオまでの商品等については、公募により選定します。公募の開始時期等については、別途、お知らせします。

ア 地域の農林水産品等（加工食品及び伝統工芸品を含む。）

イ 農山漁村地域における体験型旅行

ウ 商品券

- ・ 全国商品券・プリペイドカード（事務局が別に定める食品・食事券を除き、森林づくり・木づかい活動に対する寄附を行うものに限る。）

- ・ 地域商品券

エ 森林づくり・木づかい活動に対する寄附

オ 被災地に対する寄附

カ 即時交換（木材利用ポイントの発行対象となる工事によって取得した木材利用ポイントを、当該工事を行った登録工事業者が当該工事と一体的に実施する別の木材を使用した工事等の代金に充当すること）

### (2) 申請方法

- ① 木材利用ポイントの交換申請は、事務局に対して行います。事務局は、必要書類を確認し、申請された交換商品を提供する事業者と連絡をし、当該提供事業者は申請された商品を申請者に発送することとします。なお、交換商品の申請は、木材利用ポイント発行申請の際に行うことができます。また、発行された木材利用ポイントの範囲であれば何度でも申請を行うことができます。
- ② 即時交換の申請は、①にかかわらず、木材利用ポイントの発行申請と同時にを行うものとし、木材利用ポイントが発行された後に、即時交換の申請をすることはできないものとしします。

### (3) 利用制限

交換商品のうち全国商品券・プリペイドカード（事務局が別に定める食品・食事券（おこめ券、肉券、すし券等）を除く。）への交換及び



即時交換を行う場合には、付与された木材利用ポイントの50%を上限に利用することができます。

## 5. 木材利用ポイントの申請期間

- (1) 木材利用ポイントの発行申請受付期間及び木材利用ポイントの交換申請受付期間については、決まり次第、改めてホームページ等で公表します。
- (2) 木材利用ポイントの発行額が予算額に達した場合には、申請期限が終了する前であっても木材利用ポイントの発行を終了することとします。なお、木材利用ポイントの発行額が予算額を超えると予想される場合は、混乱をきたさないよう事前に周知を行います。

## 6. 木材利用ポイントに関する広報

### (1) 説明会の開催

今後、全国の主要都市において、関係団体（協議会、木材の認証団体等）向けの説明会を開催することを予定しています。開催日程等については、詳細が決まり次第、ホームページ等にて公表します。

### (2) 問い合わせ窓口の開設

木材利用ポイントに関する問い合わせ先は、次のとおりです。

- ・ コールセンター

[電話番号] 0570-666-799 (有料)

[受付時間] 9:00~17:00 (土・日・祝日は含みません)

※4月1日以降は土・日・祝日も受け付けます。

- ・ 木材利用ポイント事務局ホームページ

[URL] <http://mokuzai-points.jp>

※4月1日9時から開設される予定です。

### (3) その他

- ① 木材利用ポイント事業については、今後、一部変更等がありうることを御承知おきください。変更があった場合に上記のホームページ等で周知します。

- ② ポイントの付与対象となる木造住宅及び内装・外装木質化の工事は、4月1日以降に工事に着手したものです。実際にポイントが発行されるためには、あらかじめ事務局に登録工事業者等として登録が行われる必要があります。このため、工事を施工した事業者等の登録がなされなかった場合は、ポイントの申請ができないことに御注意ください。

## 別紙 1

## 木造住宅又は内装・外装木質化の工事を行う事業者の認定申請について

1. 木造住宅又は内装・外装木質化の工事を行う事業者の認定申請については、それぞれ次の①及び②の機関に対して行うものとします。
  - ① 一の都道府県で木材利用ポイントの付与対象となる工事を行う事業者の認定申請については、事業者が工事を行う都道府県の協議会
  - ② 複数の都道府県で木材利用ポイントの付与対象となる工事を行う事業者の認定申請については、事業者が工事を行う都道府県の協議会又は有識者委員会
  
2. 認定申請を行う事業者は、地域の関係者と連携を行うものとし、事業目的である次の①から③までの事項について誓約するものとします。
  - ① 地域材について、自ら積極的に利用するとともに、利用の意義・良さを広く周知すること
  - ② 農山漁村地域の活性化のために事業活動を行うとともに、自らの地域活性化への貢献度合について情報発信すること
  - ③ 有識者委員会で認定を受ける事業者（以下「全国事業者」という。）にあつては、上記①及び②について、全国各地のモデルとなる取組を行うこと
  
3. 事業者が認定を受ける際には、次の①から④までの事項を記載した書類を提出して頂きます。なお、全国事業者にあつては、全国各地のモデルとなるような取組内容も併せて記載します。当該申請書類に記載された全国事業者が行うモデルとなる取組については、事務局のホームページで公表します。
  - ① 木材利用ポイントの付与対象となる工事を行う地域において連携する木材供給業者、木材加工業者等の木材に係る関係者
  - ② 対象地域材の利用の促進や地域活性化への貢献の見込み
  - ③ ②の達成に向けた取組の具体的な内容
  - ④ その他認定に当たっての同意事項や誓約事項

※ 認定申請の開始時期については、別途、事務局のホームページ等において、改めてお知らせします。

## 対象工法について

1. 対象工法とは、樹種又は地域を示して定める工法であって、あらかじめ定めるものの他、協議会の推薦を受け、基金設置法人に設置される基金管理委員会が、林野庁と協議の上、事業目的に照らし適切と認め、木材利用ポイントの付与対象として指定したものとします。この指定を行うに際しては、樹種や地域の特性を踏まえるものとします。
2. なお、事業目的に照らして適切と認める工法とは、住宅の施工や材の調達・加工等を通じ、農山漁村地域の雇用、経済に対して大きな波及効果を与えることが明らかな工法をいいます。

あらかじめ定める工法は次のとおりです。

- ・ スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ又はアスナロを主要構造材等として過半使用する木造軸組工法
- ・ スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する丸太組構法
- ・ スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する枠組壁工法

### 対象地域材について

- 対象地域材とは、次の（１）及び（２）の基準を満たすものをいいます。

（１） 次の①から③までのいずれかに該当するもの

- ① 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品
- ② 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品
- ③ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月・林野庁）に基づき合法性が証明される木材・木材製品

（２） 資源量が増加しているものであって、事業目的に照らし適切と認め、あらかじめ定める樹種のほか、基金管理委員会が、林野庁と協議の上、資源量が増加しているものであって、事業目的に照らし適切と認め、指定したものであること

※ 資源量の増加の判断については、登録工事業者等から提出された国内外の客観的かつ科学的なデータに基づき行うものとします。

※ 事業の目的に照らし適切と認められた樹種とは、農山漁村地域の経済に対して大きな波及効果があることが明らかな樹種とします。

あらかじめ定める樹種は次のとおりです。

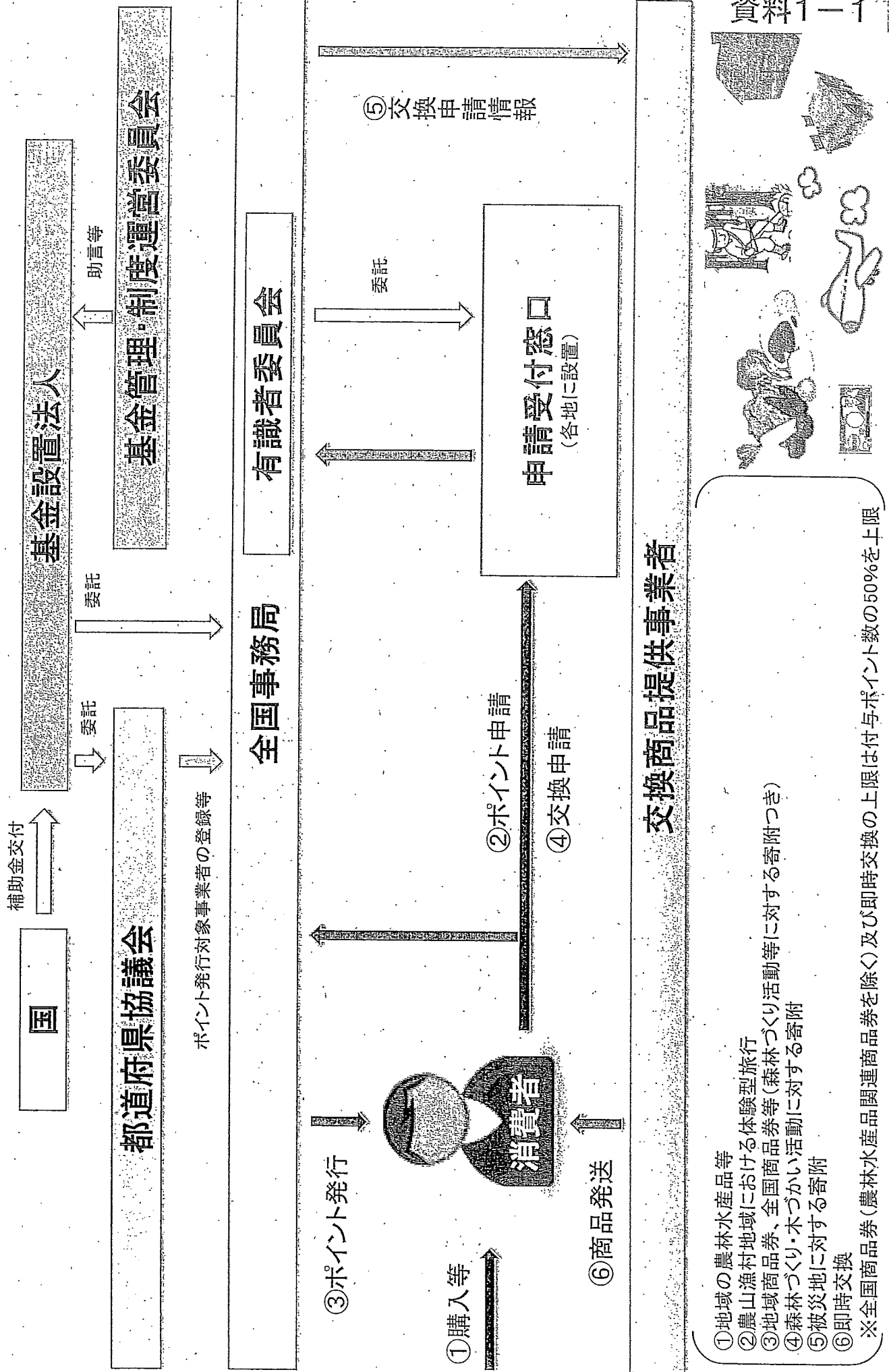
- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ及びアスナロ

### 登録建築材料について

1. 登録建築材料とは、内装・外装木質化の工事に使用する建築材料のうち、当該建築材料の製造業者からの申請に基づき、有識者委員会において認定され、事務局に登録された①及び②のものをいいます。
  - ① 表面に板を用いて、下層に板その他の木質系材料（ひき板、集成材、単板積層材又はランバーコア若しくはベニアコアの合板に限る。）を用いた建築材料であって、対象地域材が当該材料の材積の過半を占めるもの
  - ② 木質系材料（板を除く。）から構成される建築材料のうち外壁に用いるものであって、対象地域材が当該材料の材積の過半（新規外壁材については当該材料材積が 30 %以上）を占めるもの
2. 認定を受ける際には、以下の①から④までの事項を記載した書類を提出して頂きます。
  - ① 対象地域材に係る認証の種類
  - ② 当該製品における対象地域材の使用量
  - ③ 当該製品の寸法等詳細
  - ④ その他認定に当たっての同意事項や誓約事項

# 住宅施工業者の登録について

# 木材利用ポイント事業



- 資料1-1
- ①地域の農林水産品等
  - ②農山漁村地域における体験型旅行
  - ③地域商品券、全国商品券等(森林づくり活動等に対する寄附つき)
  - ④森林づくり・木づかい活動に対する寄附
  - ⑤被災地に対する寄附
  - ⑥即時交換
- ※全国商品券(農林水産品関連商品券を除く)及び即時交換の上限は付与ポイント数の50%を上限



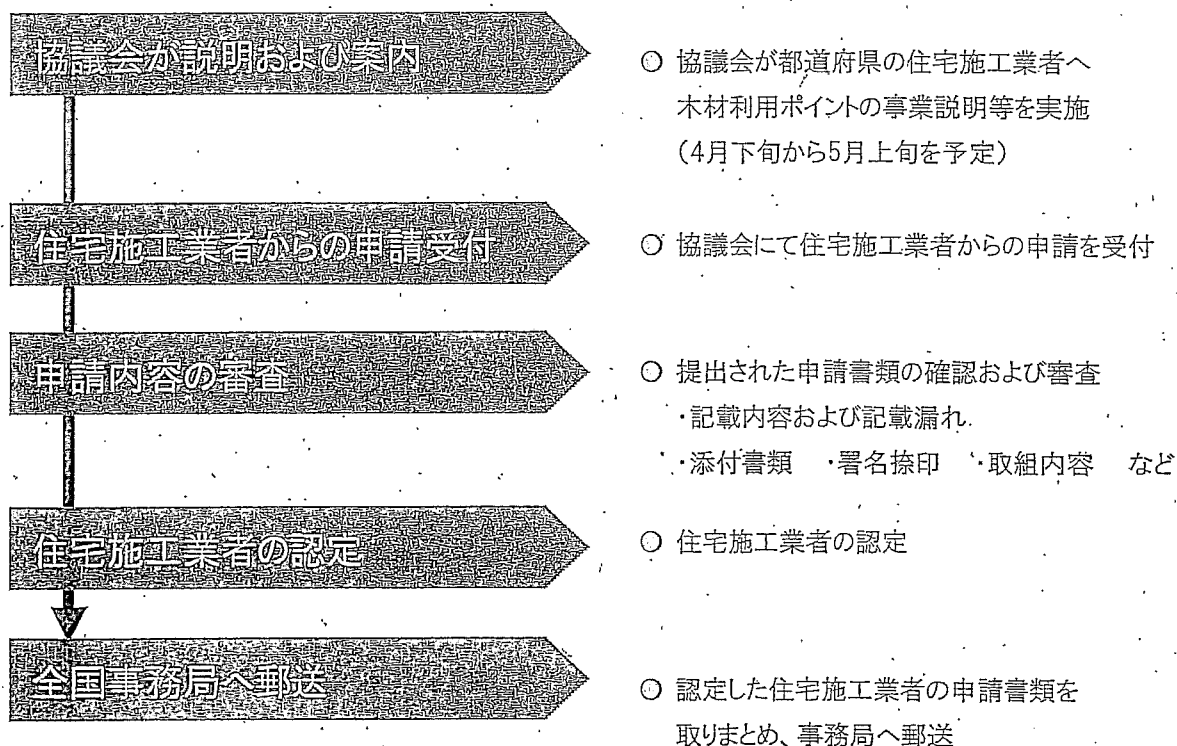
## 木材利用ポイント事業における協議会の役割

本事業は、地域材の適切な利用が、我が国の森林の適正な整備・保全や農山村地域の振興などに大いに貢献することから、地域材の需要拡大を通じ、地域経済の活性化につなげることを狙いとしたものです。この中で、各都道府県の協議会には、川上から川下までの関係者が連携して重要な地域資源である地域材の需要拡大に向けた取組を行うことが期待されており、本事業に関し、住宅施工業者への説明及び案内、住宅施工業者の申請受付及び認定を行っていただくとともに、本事業の関係者と連携しつつ、地域材について、利用の意義・良さを広く周知していただくこととしています。

なお、協議会の窓口情報は事務局ホームページにて掲載させていただきます。

## 協議会の業務の流れ

協議会より、都道府県の住宅施工業者に対して説明および案内を行なって頂きます。

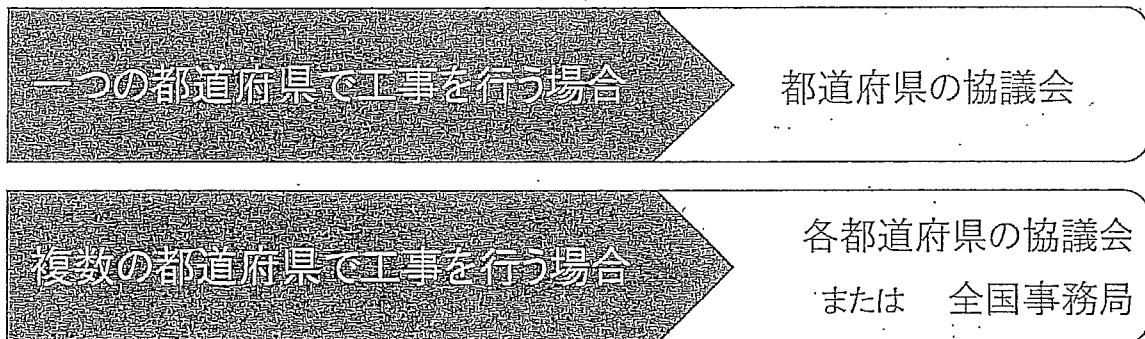


## 注意!!

- ・協議会での住宅施工業者の申請受付は、該当都道府県単位となります。他の都道府県で行う工事に関する、申請の希望があった際は、該当都道府県の協議会をご案内ください。
- ・複数の都道府県で工事を行う住宅施工業者には、該当都道府県の協議会にて申請を行うようご案内ください。なお、全国で工事を行う住宅施工業者(全国型)には、全国事務局へ申請を行うよう、ご案内ください。

木造住宅又は内装・外装木質化の工事を行う事業者の認定申請について

## (1). 木造住宅又は内装・外装木質化の工事を行う事業者の認定申請書送付先



## (2). 認定申請を行う際の誓約事項

- 1 地域材について、自ら積極的に利用するとともに、利用の意義・良さを広く周知する
- 2 農山漁村地域の活性化のために事業活動を行うとともに、自らの地域活性化への貢献度合について、情報発信する

## (3). 認定申請書への記載事項

- ① 木材利用ポイントの付与対象となる工事を行う地域において連携する木材供給業者、木材加工業者等の木材に係る関係者
- ② 対象地域材の利用の促進や地域活性化への貢献の見込み
- ③ ②の達成に向けた取組の具体的な内容
- ④ その他認定に当たっての同意事項や誓約事項

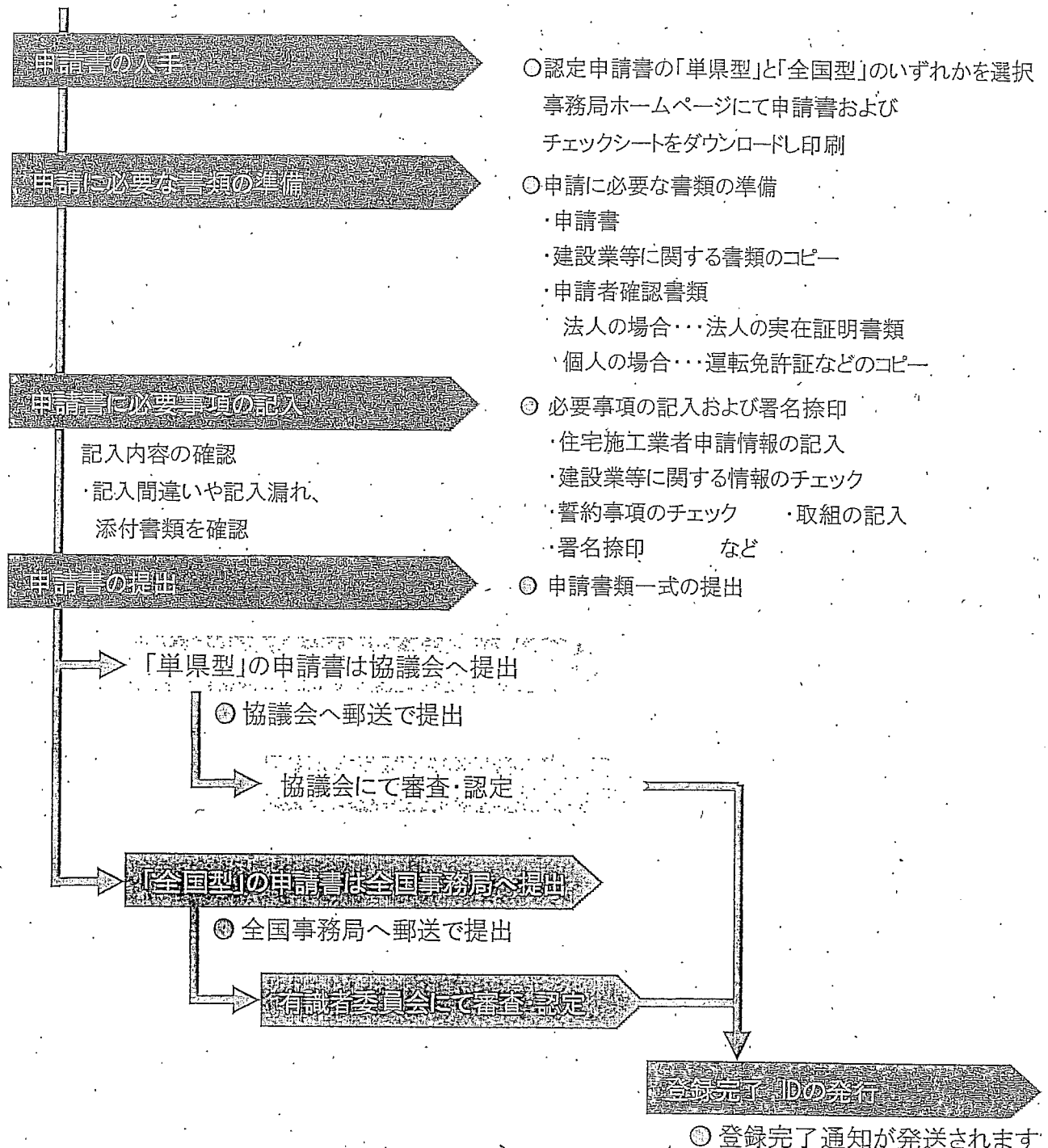
# 住宅施工業者の登録について

申請期間

申請期間：2013年5月上旬  
 ~2013年5月末頃

※申請書及び必要書類を準備し、認定を受けてください。

## 住宅施工業者の申請の流れ



# 住宅施工業者の登録について

「単県型」住宅施工業者の登録と運用開始までの流れ

